

役員報酬に関する規定

2024年 4月18日 制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人 日本機械学会（以下本会という）定款第35条に基づき、役員（理事・監事・代表会員）の報酬に関して定めることを目的とする。

(対象)

第2条 役員には報酬を支給しない。但し、常勤理事としての業務に携わる者には定款第35条に基づき、報酬を支給する。

(報酬の意義)

第3条 本会が役員の内、常勤理事の職務執行の対価として支払うものをいう。

(支給額)

第4条 常勤理事の報酬は年俸制とし、年間報酬額は、1,200万円までの範囲内とする。

(規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記日から施行する。